

記載例 3（施行規則第 4 条第 3 号に該当する場合）

肥料登録有効期間更新申請書

令和 年 月 日

農林水産大臣 ○○ ○○ 殿

住 所 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号
氏 名 霞ヶ関商事株式会社
代表取締役 農林太郎

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 12 条第 4 項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

記

- 1 登録番号

生第 1 2 3 4 5 号

2 登録年月日

平成 1 0 年 1 0 月 1 0 日

3 氏名及び住所

霞ヶ関商事株式会社
代表取締役 農林太郎
東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号

4 肥料の種類

○○ ←

5 肥料の名称

汚泥発酵肥料 1 号

6 使用される原料

その他の規格
使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり。

7 生産する事業場の名称及び所在地

霞ヶ関商事株式会社 東京工場
東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号

8 保管する施設の所在地

東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号

9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条各号に掲げる事項（別紙のとおり）
- 改正後に肥料の種類の変更がある場合は、改正後の規格を記載

別紙

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条各号に掲げる事項

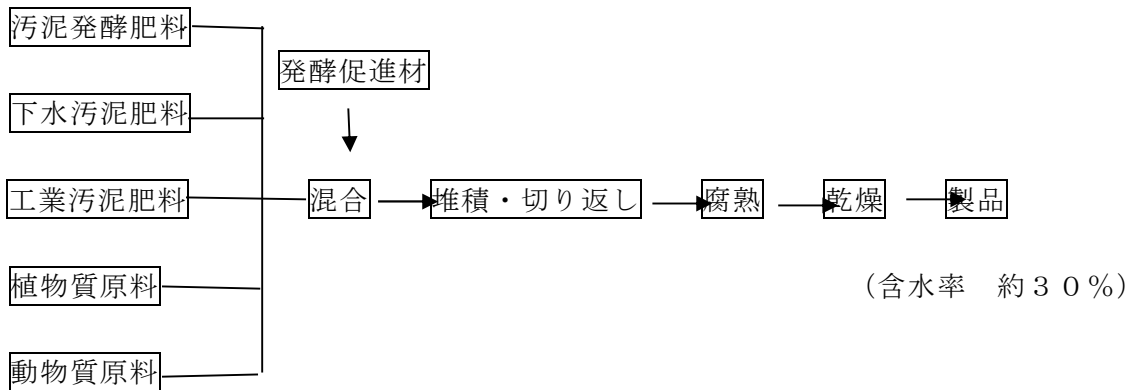
第 1 号 該当無し

第 2 号 該当無し

第 3 号 **(原料の使用割合、原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要)**

(1) 原料の使用割合	使用割合
工業汚泥肥料	60%
植物質原料	20%
動物質原料	10%
汚泥発酵肥料	5%
下水汚泥肥料	5%

(2) 原料規格への適合性が確認できる事項及び生産工程の概要



- 備考： 1 汚泥発酵肥料は〇〇社生産登録の生第〇〇号「〇〇」である。
- 2 下水汚泥肥料は〇〇社生産登録の生第〇〇号「〇〇」である。
- 3 工業汚泥肥料は〇〇と畜場から生じる汚泥を濃縮・乾燥したものであり、〇年〇月〇日付け農林水産省指令〇消安第〇号において、〇会社〇事業場は製造工程において牛の脊柱等が混合しないことについて農林水産大臣の確認を受けており、**原料規格第 3 中 3 のロの項に掲げる工業汚泥に該当する。**
- 4 工業汚泥肥料は凝集促進材として〇〇を製品重量あたり 5%使用する。
- 5 堆積は約 2 か月間、切り返しは 1 週間に 1 回行う。

第 4 号 (材料の種類、名称及び使用量)

発酵促進材として、放線菌を製品重量当たり 0.1%以下使用する。

第 5 号 該当無し

原料規格に該当する原料で、肥料登録されていない汚泥原料については、原料規格に該当する項を記載する

* 必要に応じて、汚泥及び汚泥肥料の排出元における処理工程を参考として記載する。

(参考) 汚泥肥料の原料・製法と申請書・保証票への原料記載に係る対応表

汚泥の種類・製法	申請書・保証票の原料記載
汚泥肥料の製法定義一に該当するもので、原料規格第三の原料のうち下水汚泥のみを使ったもの (旧下水汚泥肥料で動植物質を入れないもの)	下水汚泥肥料 下水汚泥
汚泥肥料の製法定義二に該当するもので、原料規格第三の原料のうち下水汚泥のみを使ったもの (旧下水汚泥肥料で動植物質を入れるもの)	下水汚泥肥料
汚泥肥料の製法定義一に該当するもので、原料規格第三の原料のうちし尿汚泥のみを使ったもの (旧し尿汚泥肥料で動植物質を入れないもの)	し尿汚泥肥料 し尿汚泥
汚泥肥料の製法定義二に該当するもので、原料規格第三の原料のうちし尿汚泥のみを使ったもの (旧し尿汚泥肥料で動植物質を入れるもの)	し尿汚泥肥料
汚泥肥料の製法定義一に該当するもので、原料規格第三の原料のうち工業汚泥のみを使ったもの (旧工業汚泥肥料で動植物質を入れないもの)	工業汚泥肥料 工業汚泥
汚泥肥料の製法定義二に該当するもので、原料規格第三の原料のうち工業汚泥のみを使ったもの (旧工業汚泥肥料で動植物質を入れるもの)	工業汚泥肥料
汚泥肥料の製法定義一又は二に該当するもので、原料規格第三の原料のうちし尿汚泥、下水汚泥、工業汚泥から2種以上を使ったもの (旧 混合汚泥肥料)	混合汚泥肥料
汚泥肥料の製法定義三に該当するもの (旧 汚泥発酵肥料)	汚泥発酵肥料
汚泥肥料の製法定義四に該当したもの (旧 焼成汚泥肥料)	焼成汚泥肥料 焼成汚泥